院、学術団体などにおいて、経済的な利益などに関して相反状態にある個人や研究者が臨床研究を行う場合の一定のルールを定めることが求められており、本ガイドラインは、そうしたルールの策定のために参考となる基本的な指針・情報を提供することを目的に策定されたものである。本ガイドラインが各大学・研究所、病院などの施設や関係学術団体が置かれている様々な状況を踏まえて、臨床研究に係る利益相反ポリシー及びマネージメントルールを策定していく上での一助になれば幸いである。



2 基本的な考え方

生命科学系大学,研究機関,病院などの施設や学術団体は,教育や医学研究を通して難治性疾患の予防,診断,治療の発展に大きく寄与している。これらの施設・機関が行う科学的,教育的プログラムやヒト対象の医学的研究は,倫理性,科学性を担保とした実施が求められており,ヒト対象の臨床研究に関連する倫理指針の遵守が必須であることは云うまでもない。

ヒト対象の研究の中でも、医薬品開発における企業主導の治験は、日 米欧3極によるICH-GCPを受けて、医薬品の臨床試験の実施の基準に関 する省令(厚生省令第28号)が1997年(平成9年)に施行され、我が 国での医薬品の臨床開発は国際基準が適用されている。その後、医薬品 の臨床試験の実施の基準に関する省令が改正され、2003年(平成15年) 度には医師主導の治験も可能となっている。一方、多岐にわたる医師・ 研究者主導の臨床研究についてはヘルシンキ宣言を唯一の拠り所に実施 されてきたが、1994年(平成6年)の「遺伝子治療臨床研究に関する 指針」の策定にはじまり、2001年(平成13年)度の「ヒトゲノム/遺 伝子解析研究に関する倫理指針」、翌2002年度(平成14年度)には 「疫学研究に関する倫理指針」が公布された。続く2003年(平成15 年)度には「臨床研究に関する倫理指針(厚生労働省告示第255号)」 が公布されて以後、ヒト対象の研究全般に対して倫理性、科学性を担保 に倫理審査が義務付けられ、適正に実施されている。その後、個人情報 保護関連 3 法が 2005 年 (平成 17 年) 度より全面施行され、その他の倫 理指針も全面改正されている。しかし、我が国の臨床研究の推進におい ては、ヘルシンキ宣言や倫理指針の中に重要な規範事項として取り上げ られている利益相反状態への対応は殆どなされず、あまり重視されてこ なかったと言わざるを得ない。

臨床研究での利益相反状態は、患者の人権、生命、安全に関わるとともに、医学研究の現場で治療法が考案され、その現場の研究者が治験お

よび臨床研究を実施し、かつ、研究者自らが考案した治療法を商業化す るベンチャー企業の事業に関わることが多いという特性からも不可避的 に発生する。しかし、経済的な利益相反状態が生じること自体に問題が あるわけではなく、施設・機関がそれを適切に管理し、不適切な臨床研 究が行われないようにする仕組みを構築することができるか否かが重要 な点である。そのためには、 適正な利益相反マネージメントのもとに、 臨床研究が透明性、信頼性、そして高度な専門性を担保として実施され ていることが求められる。厚生労働省が示している「臨床研究における 倫理指針」の解説では、「研究者の利害の衝突等により、研究の本質が歪 められるようなことがあってはならない」としつつも、我が国の臨床研 究を取り巻く状況等も踏まえ. 「一律に利害関係のある企業と関わりを もつ研究を禁止すれば薬品等の開発を阻害することも考えられる」とし ている。ここで示されているように、臨床研究は極めて倫理性と専門性 が高く、ヒトを対象とする特殊な研究であることから、一般的な利益相 反問題とはやや性格を異にする側面がある。この点を適切に克服し、潜 在的に生ずる利益相反状態が深刻な事態に発展することを未然に防止す るためには、透明性の高い臨床研究を適正に実践していくことが大前提 と考えられる。

このため、臨床研究に係る利益相反マネージメントでは、当該研究者の経済的な利益(金銭など)やその他の関連する利益(地位や利権など)の情報を組織内で適切に開示し、ヒト対象の臨床研究の実施やその情報の普及・提供が適正になされているかどうかを客観的に判断し評価していくことが、より強く求められている。また、場合により、臨床研究の実施が経済的な利益により影響されていないかを監視していくシステムも必要であろう。さらに、第三者委員会による研究の監視、あるいは利益相反状態の回避等によって適正な臨床研究の実施を担保していくことが必要な場合も想定される。特に、生命科学系大学や学術団体等の教育活動は、利益相反マネージメントを通じ、公正なバランス、独立性、客観性、科学的厳格性に基づいて推進されなければならない。



臨床研究に係る利益相反への 対応の特性と利益相反ポリシー

ヒト対象の臨床研究は、他分野における共同研究・受託研究などと異なり、次のような特性を有していることから、より慎重な対応が求められる。

- ① 大学・研究施設・病院ならびに学術団体等の研究者は企業との 関係のみならず、医師と被験者との関係が発生し、被験者の人権 擁護、生命にかかる安全性の確保が何よりも求められる。
- ② 臨床研究のデータが、その後の薬事法による審査の基礎になる など、データに対する信頼性の確保がより強く求められる。
- ③ 被験者が自己決定権を適切に行使できるよう、インフォームドコンセントとして、当該研究に関する情報をできるだけ多く提供することが求められる。

他方,次のような観点から,何らかの利益相反状態にある個人もしく は研究者が、当該研究に関与することが多いという特性も有している。

- ① 最先端の医療研究分野では、研究自体が疾病の治療法開発を目的とすることが多く、被験者の安全確保の観点から、当該臨床研究を安全に実施できる最適な人物はその研究者自身であるケースが多い。
- ② 創薬等の場合は事業化までの期間が長く,リスクも高いため, 既存の企業への技術移転という手法のみでは研究成果の社会還元 が困難な場合があり,研究者自身が関与するベンチャー企業の役 割が大きい。
- ③ 新薬や新しい医療機器等の開発・承認のためには臨床研究,臨床試験(治験含)が必ず必要であり,研究者自身が一切関わらないということは現実的には困難である。

ヒト対象の臨床研究に係る利益相反を管理するためには、上記の特性 を考慮したポリシー及びマネージメントルールの策定がなされるべきで

ある。その結果,利益相反委員 会の適切な管理の下,研究者が 自由にかつ適正に臨床研究を 実施できる環境が整い,医学研 究成果を社会へと還元し,国民 の福祉や健康の増進,難治性疾 患を克服するための道筋が大 きく開かれる。



臨床研究に係る利益相反マネージメント

近年、一般の産学連携活動等に伴い生じる利益相反問題については、大学や研究所の各施設・機関においてポリシーが策定され、当該施設・機関の全構成員を対象に適切にマネージメントされる体制が整いつつある。一方、ヒト対象の臨床研究・臨床試験に係る利益相反マネージメントについては、その検討は緒についたばかりであり、今後、より積極的な取組が必要であるが、基本的には、他の産学連携活動と同様に各研究者から提出される当該個人の利益相反申告書の報告をもとに大学・研究機関、学術団体などが組織として適切に行うべきである。また、当然のことながら、臨床研究に係る利益相反ポリシーの策定は組織全体の利益相反ポリシーとの整合性を図るべきである。特に、大学では必要に応じて全学的な利益相反委員会と臨床研究に係る利益相反委員会とが密接に情報交換を行うことのできる体制を構築し、当該施設・機関として一貫性のある利益相反マネージメントを行うことが求められる。



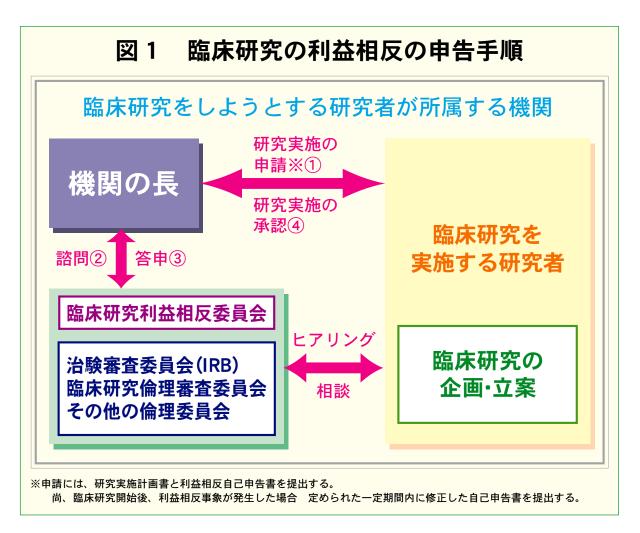
利益相反ポリシー及び マネージメントルールの策定

臨床研究に係る利益相反を管理する施設・機関は文書化されたポリシーを策定し、マネージメント体制を構築すべきである。このポリシーには、マネージメントの対象となる研究に関与する個人と利益内容の範囲を明確に定義するとともに、経済的な利益相反状態の報告やそれに対する評価方法、臨床研究に関する定期的な報告や第三者委員会による研究の監視、計画の変更や中止などの判定結果に基づく措置内容、ポリシーの履行、不服申し立て、等のマネージメントルール(日常的に発生する利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するための方策)が明確に記載されるべきである。また、利益相反マネージメントを実効性あるものにするため、利益相反ポリシーに従わなかった場合には、大学の規律に関する規則(就業規則等)や学術団体の規定等に基づいて適切に対応する必要がある。さらに、利益相反への取組の透明性を示すため、各施設・機関は、臨床研究に係る利益相反ポリシーを公開すべきである。

臨床研究における利益相反に関するポリシーは、具体的には下記の項目を含むべきである。

1) 利益相反マネージメントのプロセス

ヒト対象の臨床研究を実施する際には、当該研究に携わる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申告書を機関の長へ提出しなければならない。ヒト対象研究に係る利益相反マネージメントのプロセス(図1)は施設・機関ごとの諸事情により異なるが、基本的には、当該研究者(主任、分担を含めて)は臨床研究実施計画書と当該研究に係る利益相反自己申告書(図2)を所属する施設・機関の長へ申請し、施設・機関の長は臨床研究利益相反委員会および該当する臨床研究倫理委員会等



へ諮問し、審議の結果についての答申を受けた後、申請者へ研究実施の 承認の判断を行うものとする。臨床研究利益相反委員会は、研究実施計 画書と当該研究にかかる利益相反自己申告書をもとに評価し、研究者が 利益相反状態にあると判定された場合、要約書や意見書を当該倫理委員 会へ報告する。それを受け、当該倫理委員会(IRB或いは臨床研究倫 理審査委員会等)は臨床研究の実施計画にかかる研究者の利益相反状態、 インフォームドコンセント(IC)への記載内容等を含めて総合的に判 断し、当該実施計画書について承認か条件付承認、または不承認とする ことができる(図3)。

但し、臨床研究利益相反委員会は適宜、当該実施研究者に対してヒア リング、相談などを通して、利益相反状態に関する見解を提示して改善 に向けた指導などを行うことが出来る仕組みも考慮されるべきである。

図2 自己申告書(例)

Пτ	[八年十六一	4
ΉI	紙様う	٦.

受付番号:

受付日: 年月日

「臨床研究に係る利益相反」自己申告書

(所属機関の長) 殿

研究題目	
------	--

申告者名:

所属(講座・分野,診療科)名:

電話番号:

1. 評価を受ける者の立場

A 申告研究者

当該研究に関係するものについて洩れなく記載すること

1) 外部活動(診療活動を除く全てを記載)

外部活動の有無	有 •	無	(該当するものに〇)
(有の場合のみ,企業・団体	本ごとに記載)		
企業・団体名			
役 割(役員・顧問等)			
活動内容			
活動時間(時間/月)			

2)企業・団体からの収入(診療報酬を除く) 複数の場合,列記する。

収入の有無	有・		間の合計収入が同一外郭組 100万円を超える場合に○)
(有の場合のみ、	企業・団体ごとに下	記の項目にて記載)	
(1)企業・団体名			
報酬・給与	万円/年	ロイヤリティ	万円/年
原 稿 料	万円/年	講演謝礼等	万円/年

その他の贈与 万円/年

B 申告研究者の家族(一親等まで)

当該研究に関係するものについて洩れなく記載すること

1) 外部活動(診療活動を除く全てを記載)

外部活動の有無	有 · 無	(該当するものに〇)
(有の場合のみ,企業・団体		
企業・団体名		
役 割(役員・顧問等)		
活動内容		
活動時間(時間/月)		

2)	企業,	団体からの収入	(診療報酬を除く)
-	TL //		

収入の有無	有 •		間の合計収入が同一外郭組
-W/(*) 13 VIII		*** 織から	100万円を超える場合に〇)
(有の場合のみ	、 企業・団体ごとに下	記の項目にて記載)	
(1)企業·団体	名		
報酬・給与	万円/年	ロイヤリティ	万円/年
原稿料	万円/年	講演謝礼等	万円/年
7 0 14 0 114	+	•	

その他の贈与 万円/年

2. 申告研究者の産学連携活動にかかる受け入れ額

申請臨床研究に係るもので、申告者もしくは所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、依頼出張、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受け入れ、研究助成金・奨学寄附金受け入れ、依頼試験・分析などを含む。

産労	卢連携	隽活重	助	有	•	無	(例, 年間の合計受入れ額が同一外郭組織から 200 万円を超える場合に○)
活	動	内	容				
企	業	名					
授	受	金	額				万円/年

3. 産学連携活動の相手先のエクイティ

エクイティ equity とは、公開・未	公開を問わず、	株式,出資	資金, ストックオプション, 受益権等をいう
エクイティ保有の有無	有	· 無	(該当するものに○)
企 業 名			
エクイティの種類(数量)			

^{*}記載例,公開株(100株:時価430万円相当),未公開株(発行株総数の8%)

4. インフォームドコンセント (IC) への記載

利益相反	に関する IC ^	の記載説明	文を	を添付するこ	と。	
記載の有	無	有	•	無		(該当するものに○)

私の臨床研究に係る利益相反に関する状況は上記のとおりであることに間違いありません。

华臣	生.	平成	左	Ħ	
羊仅	告	十八人	年	月	日

申告者署名	缸
甲肯有者名	[].

注:

- 1) 申告日より起算して、1年間の活動・報酬について記載する。
- 2) 研究継続については、毎年4月1日に申請書を更新した形で提出する。
- 3)研究実施期間中に新しく利益相反状態が発生した場合には、その時点より 6週間以内に修正した自己申告書を提出する。